

公共下水道を 使用する 工場・事業場の 皆様へ

目 次

	ページ
1 はじめに	2
2 工場・事業場の下水を下水道に流す場合のルール	2
3 特定施設と特定事業場	3
4 水質基準	3
5 届出の義務	5
6 下水道へ接続する際の注意	8
7 水質の測定義務と報告義務	8
8 除害施設等管理責任者	10
9 立入検査・改善命令等	11
10 加算下水道使用料	11
11 事故時の措置	12
12 融資制度及び税制上の優遇措置	13
13 特定施設一覧表（1）	14
特定施設一覧表（2）	22

このパンフレットで使用する法令等の略称については次表を参照してください。

略称	法令等の名称
法	下水道法（昭和33年法律第79号）
政令	下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
省令	下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）
条例	横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）
規則	横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）
要綱	横浜市公共下水道事業場排水指導要綱（平成14年4月1日下工排第102号）
県条例	大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号）

1 はじめに

下水道は、生活排水や工場・事業場排水などの汚水を終末処理場（横浜市では水再生センターと呼んでいます）できれいな水にして、河川や海へ流す役割を果たしています。

しかし、工場・事業場排水に有害物質などが含まれていると、下水道施設を損傷するなど、終末処理場の浄化能力を失わせ、河川や海などの環境を汚染することがあります。そこで、これを防ぐために、国や横浜市では、下水道法や下水道条例など関係法令に基づいて、規制しています。

このパンフレットは、これら関係法令の規制のあらましや届出などについて説明しています。これを参考に、適切な水質管理を行い、水質基準を遵守するようお願いします。

2 工場・事業場の下水を下水道に流す場合のルール

下水道には、どんな水でも流せるというわけではありません。

例えば、酸性の強い下水は、下水管のコンクリートを腐食させます。重金属やシアンなどの有害物質及び酸・アルカリ類を含む下水は、終末処理場で下水を処理する微生物の働きを弱め、下水処理機能を低下させます。また、油脂類をはじめとする高濃度の有機物や浮遊物は、下水管を詰まらせるなど、下水処理にかかる負担を大きくします。

このほか重金属類は終末処理場の処理機能を阻害したり、発生する汚泥に濃縮・蓄積されるため、これを埋立処分したり再利用することが困難になります。

このような種々の障害を防止し、下水道施設の働きをいつも正常に保持するため、下水道法及び横浜市下水道条例では、下水道に流す水質の基準を定めています。

工場・事業場は、この水質基準を超える下水を流すことはできません。水質基準を超えるおそれのある下水は、汚水の処理施設(除害施設)を設置するなど、何らかの対策をしてから下水道に流さなければなりません。

これらの、工場・事業場のうち法律で定められている特定事業場及び除害施設の設置を必要とする工場・事業場には、下水道法及び横浜市下水道条例で届出が義務づけられています。

以上のほかに、自社の下水の水質を測定する義務や除害施設等の維持管理状況について報告しなければならないなどの決まりがあります。

また、工場・事業場の設置者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質等を公共下水道へ排出又は排出するおそれのある事故等が発生した場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに下水道河川局水質課（TEL: 045-671-2835）へ連絡してください。

3 特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康及び生活環境に対し、被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水又は廃液を排出する施設であって、水質汚濁防止法施行令別表第1とダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2で定められたもの（特定施設一覧はp.14～p.23）をいいます。この特定施設を設置している工場・事業場（以下、工場・事業場を「事業場等」とします）を特定事業場といいます。

ある事業場等が特定事業場であるか否かによって、届出の種類、罰則などが異なります。

4 水質基準

事業場等から公共下水道へ流すことができる下水の水質基準は、公共下水道の施設・機能を保全すること及び終末処理場からの放流水の水質基準を守ることを目的として下水道法により定められています。

また、具体的な水質基準は次表（p.4）のとおりで、次のように規制されています。

(1)直罰基準（法第12条の2、政令第9条の4、条例第8条の2）

この基準は除害施設設置基準に優先して特定事業場に適用され、下水の水質がこの基準を超えた場合は直ちに処罰されることがあります（法第46条第1項、第2項）。

なお、カドミウム・シアンなどの有害物質については排水量に関係なく、フェノール類・銅などについては排水量50m³/日以上、生物化学的酸素要求量（BOD）・浮遊物質量（SS）・ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量に限る）については排水量2,000m³/日以上の事業場等が対象となります。

(2)除害施設設置基準（法第12条、法第12条の11、条例第6条）

継続して公共下水道を使用する事業場等で、下水の水質がこの基準（直罰基準が適用される項目を除く）を超える場合は、除害施設の設置等をしなければなりません。基準を超えた場合、直ちに処罰されることはありませんが、監督処分（法第38条第1項）の対象となり、その処分に従わなかったときには処罰されます（法第45条）。

水質基準一覧表

項目	直罰基準	除害施設設置基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
シアノ化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下
有機燐化合物	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
六価クロム化合物	0.2 (*1) mg/L以下	0.2 mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
ボリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	1 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	3 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物	10 [230 (*2)] mg/L以下 (*1)	10 [230 (*2)] mg/L以下
ふつ素及びその化合物	8 [15 (*2)] mg/L以下 (*1)	8 [15 (*2)] mg/L以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L未満 (*1)	380 mg/L未満 (*1)
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下
フェノール類	0.5 mg/L以下 (*3)	0.5 mg/L以下
銅及びその化合物	1 [3 (*4)] mg/L以下 (*3)	1 [3 (*5)] mg/L以下
亜鉛及びその化合物	1 [2 (*4)] mg/L以下 (*3)	1 [2 (*5)] mg/L以下
鉄及びその化合物（溶解性）	3 [10 (*4)] mg/L以下 (*3)	3 [10 (*5)] mg/L以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	1 mg/L以下 (*3)	1 mg/L以下
クロム及びその化合物	2 mg/L以下 (*3)	2 mg/L以下
水素イオン濃度（pH）	5を超える未満 (*3)	5を超える未満
生物化学的酸素要求量（BOD）	600 mg/L未満 (*6)	600 mg/L未満 (*6)
浮遊物質量（SS）	600 mg/L未満 (*6)	600 mg/L未満 (*6)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下 (*3)	5 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下 (*6)	30 mg/L以下 (*6)
窒素含有量	120 mg/L未満 (*7)	120 mg/L未満 (*7)
燐含有量	16 mg/L未満 (*7)	16 mg/L未満 (*7)
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下 (*8)	10 pg-TEQ/L以下 (*8)
ニッケル及びその化合物		1 mg/L以下
外観		受け入れる下水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色若しくは濁りがないこと。
温度		45 度未満
沃素消費量		220 mg/L未満 (*3)

(備考)

- *1 経過措置として、一部の業種には一定期間、水質汚濁防止法に基づく暫定基準が設定されている。
- *2 この 内の水質基準は、海域を放流先とする水再生センター（注1）に排除する事業場に適用する。
(注1) 海域を放流先とする水再生センター：北部第二、中部、南部
- *3 1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上の事業場に適用する。
- *4 この 内の水質基準は、既設水再生センター（注2）に排除する特定事業場及び、新設水再生センター（注3）に排除する既設の特定事業場（県条例 別表第3の1(1)備考4に規定する「新設」以外の特定事業場）に適用する。ただし、亜鉛及びその化合物の水質基準については、暫定基準が適用となる既設の特定事業場は「3 mg/L以下」です（令和11年12月10日まで）。
(注2) 既設水再生センター：中部、南部、北部第一、栄第二、港北
(注3) 新設水再生センター：都筑、神奈川、金沢、西部、北部第二、栄第一
- *5 この 内の水質基準は、既設水再生センター（注2）に排除する事業場に適用する。
- *6 1日あたりの平均的な排出水の量が2,000m³以上の事業場に適用する。
- *7 1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上でありかつ東京湾及びこれに流入する公共用水域（以下「東京湾流域」という。）を放流先とする水再生センター（注4）に排除する事業場に適用する。
(注4) 東京湾流域を放流先とする水再生センター：北部第一、北部第二、神奈川、中部、南部、金沢、港北、都筑
- *8 ダイオキシン類の水質基準の適用についてはp.24を参照。

5 届出の義務

下水道法及び横浜市下水道条例で義務付けられている届出は以下のとおりです。届出書類は**2部必要**となります。なお届出書及び添付書類は個人情報等公開できない情報を除き、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の規程により**公開の対象**となります。

(1) 下水道法に基づく届出(公共下水道使用開始届)

届出の種類	届出を要する場合	届出の内容	届出の期限	罰則
公共下水道使用開始 (変更)届 (様式第四(第六条関係))	日最大で50m ³ 以上の量又は下表に適合しない水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする場合及び届出内容を変更しようとする場合 (法第11条の2第1項)	(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)工場又は事業場の名称及び所在地 (3)排水口の数 (4)使用開始(変更)年月日 (5)除害施設の名称及び汚水の処理の方法 (6)下水の量及び水質(用水及び排水の系統)	あらかじめ	20万円以下の罰金(法第49条)
公共下水道使用開始届 (様式第五(第六条関係))	上欄の届出の対象とならない特定施設の設置者が公共下水道を使用しようとする場合 (法第11条の2第2項)	(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)工場又は事業場の名称及び所在地 (3)排水口の数 (4)使用開始年月日 (5)特定施設の種類	あらかじめ	20万円以下の罰金(法第49条)
公共下水道使用開始 (変更)届出の氏名等 変更連絡 (様式第4号(要綱第6条))	氏名等を変更した場合	変更の内容	—	—

公共下水道使用開始(変更)届に係る項目及び水質

項目	水質
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/L未満
水素イオン濃度(pH)	5.7を超える8.7未満
生物化学的酸素要求量(BOD)	300 mg/L未満
浮遊物質量(SS)	300 mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	5[10(*1)] mg/L未満
温度	40度未満
上記以外の4ページ「水質基準一覧表」に掲げる項目	各項目に対応する「除害施設設置基準」

(備考)

*1 この〔〕内の水質基準は、既設水再生センター(注)に適用する。
(注) 既設水再生センター：中部、南部、北部第一、栄第二、港北

(2)下水道法に基づく届出(特定施設に関する届出)

届出の種類	届出を要する場合	届出の内容	届出の期限	罰則
特定施設設置届出書 (様式第六(第八条関係)) (注1) 旅館業の場合は 欄外参照	公共下水道を使用する者 が、特定施設を新たに設置 しようとする場合 (法第12条の3第1項)	(1)氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、 その代表者の氏名 (2)工場又は事業場の名称 及び所在地 (3)特定施設の種類 (4)特定施設の構造 (5)特定施設の使用の方法 (6)特定施設から排出され る汚水の処理の方法 (7)下水の量及び水質、 用水及び排水の系統	設置の60日前まで (実施制限期間60日) (注2)	3月以下の懲役 又は20万円以下の 罰金 (法第47条の2)
特定施設使用届出書 (様式第七(第九条関係))	公共下水道を使用して いる者が設置している施設 について、その施設が新た に特定施設に指定された 場合 (法第12条の3第2項)	(1)既に特定施設を設置して いる者が、新たに公共下水 道を使用する場合 (法第12条の3第3項)	特定施設になった日 から30日以内	20万円以下の罰金 (法第49条)
	既に特定施設を設置して いる者が、新たに公共下水 道を使用する場合 (法第12条の3第3項)		公共下水道を使用 することになった日 から30日以内	20万円以下の罰金 (法第49条)
特定施設の構造等変更 届出書 (様式第八(第十条関係))	既に特定施設設置届出書 又は特定施設使用届出書 を届け出た者が、届出内容 のうち(4)~(7)を変更しよ うとする場合 (法第12条の4)	変更の内容等	変更の60日前まで (実施制限期間60日) (注2)	3月以下の懲役 又は20万円以下の 罰金 (法第47条の2)
特定施設設置 (構造等変更) 工事完了届出書 (様式第3号)	特定施設の設置、又は構造 等の変更の工事が完了し た場合 (要綱第5条)	工事完了の年月日等	速やかに	—
氏名変更等届出書 (様式第十 (第十二条関係))	届出者が届出内容の (1)、(2)を変更した場合 (法第12条の7)	変更の内容等	変更した日から 30日以内	10万円以下の過料 (法第51条)
承継届出書 (様式第十二 (第十三条関係))	届出者の地位を承継した 場合 (法第12条の8第3項)	承継の内容等	承継した日から 30日以内	10万円以下の過料 (法第51条)
特定施設使用廃止届出書 (様式第十一 (第十二条関係))	特定施設の使用を廃止 した場合 (法第12条の7)	廃止の内容等	廃止した日から 30日以内	10万円以下の過料 (法第51条)

(注1) 旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設（温泉を利用するものを除く）に係わるものについ
ては「特定施設設置届出書」の届出対象から除かれますが、公共下水道使用開始（変更）届（様式第四）又は
公共下水道使用開始届（様式第五）が必要となります。

(注2) 実施制限期間の短縮措置があります。

なお、前処理施設に関わる届出の詳細については南部下水道センター前処理施設担当（TEL：
045-773-3053）にご相談ください。

▽酸・アルカリ・めつき汚水前処理施設使用方法承認申請書：第21号様式の2

▽前処理に係る汚水の水質等申告書：第23号様式の2

(3)横浜市下水道条例に基づく届出(除害施設に関する届出) (注3)

届出の種類	届出を要する場合	届出の内容	届出の期限	罰則
除害施設新設等届出書 (第7号様式 (第11条第1項))	公共下水道を使用する者が、除害施設を新たに設置しようとする場合、又は既に除害施設を設置している事業場が新たに公共下水道を使用する場合 (条例第7条第1項)	(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)工場又は事業場の名称及び所在地 (3)除害施設の種類、汚水を排出する施設の構造及び使用の方法 (4)除害施設の汚水の処理の方法 (5)下水の量及び水質、用水及び排水の系統	あらかじめ	5万円以下の過料 (条例第45条)
	届出者が除害施設新設等届出書の届出内容の(3)～(5)を変更しようとする場合 (条例第7条第1項)	変更の内容等		
除害施設新設(増設・改築) 工事完了届出書 (第8号様式 (第11条第5項))	除害施設新設等届出書に基づく工事が完了した場合 (条例第7条第2項)	工事完了の年月日等	工事完了した日から5日以内	5万円以下の過料 (条例第45条)
氏名等変更届出書 (第7号様式の2 (第11条第2項))	届出者が届出内容の(1)、(2)を変更した場合 (条例第7条第1項)	変更の内容等	速やかに	5万円以下の過料 (条例第45条)
承継届出書 (第7号様式の4 (第11条第3項))	届出者の地位を承継した場合 (条例第7条第1項)	承継の内容等	速やかに	5万円以下の過料 (条例第45条)
除害施設使用廃止届出書 (第7号様式の3 (第11条第2項))	除害施設の使用を廃止した場合 (条例第7条第1項)	廃止の内容等	速やかに	5万円以下の過料 (条例第45条)

(注3) 法第12条の3の規定による特定施設の設置等の届出及び法第12条の4の規定による特定施設の構造等の変更の届出をした場合は、本届出は不要となります(規則第11条第1項)。

届出書の様式については、下水道河川局水質課 (TEL: 045-671-2835) へお問い合わせいただぐか、下記URLを参照してください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/13.html>)



様式のダウンロードはこちらから

6 下水道へ接続する際の注意

下水の排除方式には**分流式**（汚水、雨水を別々の下水管へ流すもの）と**合流式**（汚水、雨水を同一の下水管へ流すもの）の2種類があり、その地域によって異なりますので、接続の際には十分注意が必要です。

また、めっき工場、酸・アルカリや有機塩素系溶剤を使用する表面処理工場、研究所や検査所などのうち直罰基準が適用される特定事業場については、生活系排水と工程系排水はそれぞれ別々の排水系統に分離し、公共下水道に接続する必要があります。

なお、本市ではこれらの特定事業場には、工程系排水が常時採水できる**工場排水監視**ます（蓋に「**工場排水**」と表示）を公道上に設置しています。

7 水質の測定義務と報告義務

(1)水質の測定義務

（法第12条の12、省令第15条、条例第11条、規則第16条、同第16条の2）

特定施設や除害施設を設置している事業場等は、次のような方法で水質を測定し、その結果を記録し、保存しておかなければなりません。

- （ア）測定方法は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に定められた測定方法で行ってください。
- （イ）測定回数は、項目及び排水量毎に条例で定められた回数を行ってください。測定項目ごとの測定回数は、次表（p.9）に示したとおりです。
- （ウ）測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取してください（省令第15条第3号）。
- （エ）試料の採取は、排出口及び除害施設等の出口で行ってください（省令第15条第4号、条例第11条）。
- （オ）測定結果は、5年間保存してください（省令第15条第5号、規則第16条の2第2項）。

水質測定を外部に依頼する場合の分析機関については、**横浜市環境技術協議会**や**神奈川県環境計量協議会**等へお問い合わせください。

横浜市環境技術協議会 <http://www.yokokankyo.com/>

神奈川県環境計量協議会 <https://www.shinkankyou.com/>

(2)報告義務（法第39条の2、条例第12条）

横浜市から公共下水道を適正に管理するために必要な内容の報告を求められた場合、**特定施設の設置者及び除害施設の設置者**は、その内容について報告する義務があります。非特定事業場が除害施設を設置したことにより排水が水質基準を満たしている場合でも、除害施設を設置している限り、条例に基づく報告をしなければなりません。

また、この規定に違反して報告をしなかったり、虚偽の報告をした者には、罰則が適用されることがあります（法第49条第5号、条例第45条第5号）。

測定回数一覧表

水質の項目	測定の回数
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル セレン及びその化合物	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
ほう素及びその化合物 ふつ素及びその化合物	1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 未満の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上の場合は、14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロパン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン 1,4-ジオキサン	1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号) 第2条のダイオキシン類をいう。)	1年を超えない排水の期間ごとに1回以上
温度 水素イオン濃度 (pH)	排水の期間中1日1回以上
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 窒素含有量 (*1) 燐含有量 (*1)	1日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 未満の場合は、3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 以上50m ³ 未満の場合は、2箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
生物化学的酸素要求量 (BOD) 浮遊物質量 (SS) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	1日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 未満の場合は、1年を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 以上50m ³ 未満の場合は、3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上2,000m ³ 未満の場合は、2箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が2,000m ³ 以上の場合は、14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 未満の場合は、3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 以上50m ³ 未満の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上の場合は、14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
その他 (銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガン・クロム・ニッケル 及びその化合物、フェノール類、沃素消費量、外観等)	1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 未満の場合は、1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上 1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上の場合は、14日を超えない排水の期間ごとに1回以上

(備考)

*1 1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上でありかつ東京湾及びこれに流入する公共用水域（以下「東京湾流域」という。）を放流先とする水再生センターに排除する事業場に適用する。

(注) 東京湾流域を放流先とする水再生センター：北部第一、北部第二、神奈川、中部、南部、金沢、港北、都筑

8 除害施設等管理責任者

事業場等に除害施設や特定施設からの汚水の処理施設（除害施設等という。）を設置した者に、この除害施設等や汚水を排出する施設の維持管理を担当させるため、横浜市では条例で除害施設等管理責任者を選任することを義務付けています（条例第9条第1項、規則第15条）。

除害施設等管理責任者		除害施設等管理責任者承認申請者	
条件及び資格		*当該事業場等に勤務すること。 *以下のいずれかの該当者 ・公害防止管理者・水質1種、若しくは水質2種の取得者 ・市長が適当と認めた資格を有する者 ・市長が行う講習（注1）の修了者	
届出	選任した場合	除害施設等管理責任者 選任届（※1）	2部
	解任した場合	除害施設等管理責任者 解任届（※2）	2部

（注1）年1回以上開催し、除害施設等を設置している事業場等に対して、開催通知を送付します。

除害施設等管理責任者の業務は、除害施設等の維持管理が中心的な業務ですが、汚水を発生する施設の管理（規則第13条）まで含んでいることから、排水処理に関わる限り事業場等の全体の管理についても責任を負っています。

※1 除害施設等を設置した日から14日以内に除害施設等管理責任者を選任する必要があります。除害施設等管理責任者が欠けた場合、変更命令を受けた場合も同様です（条例第9条第1項）。選任した日から7日以内に届出する必要があります（条例第9条第2項）。

※2 除害施設等管理責任者が欠けた場合は速やかに届出する必要があります（規則第15条第5項）。

※3 届出書の様式については、下水道河川局水質課（TEL:045-671-2835）へお問い合わせいただとか、下記URLをご覧ください。

（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/13.html>）



様式のダウンロードはこちらから

9 立入検査・改善命令等

(1)立入検査（法第13条第1項、第2項）

横浜市では、公共下水道の機能・構造及び水再生センターからの放流水の水質を適正に保つために、事前の連絡なく、事業場等への立入検査を実施しています。施設の設置状況の確認、排水口における採水等を実施しますので、立会い等ご協力くださいますようお願いします。

(2)改善命令等（法第37条の2、法第38条第1項）

- (ア) 直罰基準が適用される特定事業場については、立入検査時等に基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めた場合は、特定施設の構造・使用の方法などの改善や下水排除の停止などの命令を行うことがあります。
- (イ) 除害施設設置基準が適用される事業場等については、立入検査時などに基準に適合しない下水を排除するなど下水道法令に違反した場合は、それを是正するのに必要な措置をとるよう監督処分に基づく命令を行うことがあります。
- (ウ) (ア) (イ) いずれの場合も、これに従わない場合は、罰則（懲役又は罰金）が適用されます（法第45条）。
- (エ) (ア) (イ) 以外にも、口頭、文書で、改善等の指導を行います。

10 加算下水道使用料

終末処理場で処理可能な水質項目のうち、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量に限る)について、次の要件にあてはまる場合は、加算下水道使用料（水質使用料）を負担していただきます（規則第22条）。

項目・水質	水量
BODについては、300 mg/Lを超えるもの	排水量が500 m ³ /月を超えるもの
SSについては、300 mg/Lを超えるもの	同上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量に限る)については、30 mg/Lを超えるもの	同上

- (ア) ただし、排水量が2,000 m³/日以上の場合は直罰基準又は除害施設設置基準が適用されます（規則第12条の2）。
- (イ) 一般下水道使用料とは別途に徴収されます。
- (ウ) 操業時間内の平均的な水質が上記の濃度を超える場合に申告します（規則第26条）。
- (エ) 「排水量」は「工程系汚水量」とします。

加算下水道使用料に関する詳細は、下水道河川局経理課
(TEL: 045-671-2826) にお問い合わせください。

11 事故時の措置

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるシアン等の有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに公共下水道管理者（横浜市長）に届け出なければならないとされています。また、公共下水道管理者（横浜市長）は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が、応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずることを命ずることができるとされています（法第12条の9）。これらの措置命令に違反した者に対し、罰則が適用されることがあります（法第46条）。

事故時の措置の対象となる物質及び油は次のとおりです。

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類	
カドミウム及びその化合物	1,1,1-トリクロロエタン
シアン化合物	1,1,2-トリクロロエタン
有機燐化合物	1,3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふつ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1,1-ジクロロエチレン	1,4-ジオキサン
1,2-ジクロロエチレン	ダイオキシン類
水質汚濁防止法施行令第3条の4に掲げる7種類の油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

12 融資制度及び税制上の優遇措置

(1)融資制度

中小企業の皆様に向けた各種の融資制度がありますが、公的機関が行う主なものは次のとおりです。

名称	お問い合わせ先
横浜市中小企業融資	横浜市経済局中小企業振興部金融課 TEL : 045-671-2592
神奈川県中小企業制度融資	神奈川県産業労働局中小企業部金融課 TEL : 045-210-5695

融資制度の利用を希望される場合は、事前に融資条件などを各機関にお問い合わせください。

(2)税制上の優遇措置

除害施設等を設置された方には、固定資産税（償却資産）の軽減措置が認められる場合があります。対象となる施設・設備や取得期限等の詳細については、横浜市償却資産センター（TEL : 045-671-4384）へお問い合わせください。

13 特定施設一覧表(1) 「水質汚濁防止法施行令 別表第1」関連

令和2年12月19日改正

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 堀削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 豚房施設 (豚房の総面積が50m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (ロ) 牛房施設 (牛房の総面積が200m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (ハ) 馬房施設 (馬房の総面積が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ) 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ) 榨汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ヘ) 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) 分離施設 (ニ) 渋だめ及びこれに類する施設

15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設
16	麵類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルケット機 (ヘ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設 (抄造施設を含む。) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設
25 (削除)	

26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設 (ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸留施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設

	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離器 (ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ) 廃ガス洗浄施設 (ヌ) 湿式集じん施設
33	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設 (ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
34	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 蒸留施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
35	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ) エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ) 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ) シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ) プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ) 廃ガス洗浄施設

38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (ニ) 混合施設 (第2条各号に掲げる物質※1を含有する物を混合するものに限る。 以下同じ。) (ホ) 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	<u>第2条各号に掲げる物質※1を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設</u>
51	石油精製業 (潤滑油再生業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸留施設 (ハ) 脱硫施設 (ニ) 振発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ) 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品 製造業 (防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する 直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバン ド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設

※1 水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質。p.12 参照。

54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 還元そう (ロ) 電解施設（溶融塩電解施設を除く。) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ヘ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、 工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり10,000 m ³ 未満の事業場に係るものを除く。） (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗濯施設 (ハ) 入浴施設

66の 4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」※2という。）が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積※2が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66の 6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積※2が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積※2が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
66の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積※2が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の 2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設

※2 総床面積の算定には、ちゅう房、客席、従業員の更衣室、倉庫などを含みますが、従業員等の住居、屋内駐車場、床面積に当たらないガーデン席、テラス席等の屋外客席などは算入しません。また、廊下、洗面所等を他の事業場と共用する場合、その部分は按分して算定します。（昭和63年9月8日 環水規第218号）

	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令※3で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 焼入れ施設 ※3環境省令で定める事業場とは次に掲げるもの 1.国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2.大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3.学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4.農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5.保健所 6.検疫所 7.動物検疫所 8.植物防疫所 9.家畜保健衛生所 10.検査業に属する事業場 11.商品検査業に属する事業場 12.臨床検査業に属する事業場 13.犯罪鑑識施設
71の2	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の3	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の4	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
72	下水道終末処理施設
73	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

特定施設一覧表(2) 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2」関連

平成31年1月1日改正

1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）硫酸濃縮施設 （ロ）シクロヘキサン分離施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）水洗施設 （ロ）廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）乾燥施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 （ロ）ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 （ハ）ジオキサジンバイオレット洗浄施設 （ニ）熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの （イ）廃ガス洗浄施設 （ロ）湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）精製施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）精製施設 （ハ）廃ガス洗浄施設

	別表第1第5号※に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち 次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水 又は廃液を排出するもの (イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設
15	※廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却 炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5 m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されて いる場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50 kg以上 のもの
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号 の2及び第13号に掲げる施設（廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物 又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設）
17	フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6年政令第308号）別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をい う。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法に よるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ) プラズマ反応施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃 液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若し くは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

(参考)ダイオキシン類の水質基準について

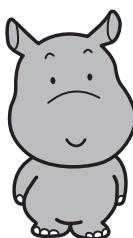
水質基準対象施設(*1)を設置する事業場	直罰基準 10 pg-TEQ/L
その他の事業場	除害施設設置基準 10 pg-TEQ/L(*2)

- (*1) ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2(p.22)に掲げる施設
(*2) 水質基準対象施設に係る汚水若しくは廃液を含む下水又は大気基準適用施設
(*3)が設置される事業場から排出される下水を処理する水再生センター（注）
に排除する場合に限り適用する。
(注) ダイオキシン類の排水基準が適用される水再生センター：北部第二、
神奈川、港北、都筑、金沢、南部
(*3) ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる施設で、平成15年4
月1日以降に設置したものに限ります。

横浜市の下水道施設の配置



かけがえのない環境を未来へ



特定施設、除害施設の設置、その他工場・事業場排水に関する事項については下記にお問い合わせください。

横浜市下水道河川局水質課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10(横浜市役所27階)

TEL. 045(671)2835

FAX. 045(550)4183

MAIL gk-kouhai@city.yokohama.lg.jp

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/
bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/)



事業場排水に関する
情報はこちら

